

UPR結果文書・仮訳

序

1. 2007年6月18日の人権理事会決議5／1に基づいて設立された普遍的定期的レビュー（UPR）作業部会は、2008年5月5日から19日の間に第2回会期を開催した。日本の審査は2008年5月9日の第10回会合において行われた。日本代表団の団長は秋元義孝外務省国連担当大使であった。16名のメンバーで構成された代表団の構成については後出の付属文書を参照ありたい。2008年5月14日に開催された第14回会合において、作業部会は日本に関する本報告書を採択した。

2. 2008年2月28日、人権理事会は日本の審査を円滑に進めるため次の報告者グループ（トロイカ）を選出した：ジブチ、フランス、インドネシア

3. 決議5／1の付属文書のパラグラフ15に基づき、日本の審査のために以下の文書が発出された。

（a）パラグラフ15（a）に基づき提出された国別報告書（A／HRC／WG. 6／2／JPN／1）

（b）パラグラフ15（b）に基づき国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が準備した編集文書（A／HRC／WG. 6／2／JAPAN／2）

（c）パラグラフ15（c）に基づきOHCHRが準備した要約書（A／HRC／WG. 6／2／JAPAN／3）

4. デンマーク、フランス、ラトビア、オランダ、スウェーデン及び英国によって事前に作成された質問表は、トロイカを通じて日本に伝達された。これらの質問はUPRのエクストラネットに公開されている。

I. 審査手続の議事録概要

A. 被審査国による発表

5. 2008年5月9日に開催された第10回会合において、日本の秋元義孝大使は国別報告書を紹介し、日本はそれぞれの国の歴史、伝統等の事情を考慮しつつ、「対話と協力」という日本の基本的アプローチを念頭に置いて、人権の改善のために積極的な貢献をしていく所存である旨及び日本は「法の支配」という価値を強く支持し、2007年に「国際刑事裁判所（ICC）に関するロー

マ規程」の締約国となった旨述べた。

6. 事前に書面で提出された様々な質問に対して、以下のとおり回答した。日本は特別報告者との協力については、訪日の手配を含め時間の許す限り協力する用意がある。また日本は、拷問等禁止条約選択議定書に定められている「視察」の具体的な態様等、同選択議定書の規定と国内法との関係についても検討を行っている。「国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約」及び「親責任及び子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約」については、子の権利と福祉にとって有効な手段であると考え、特に日本の現在の社会制度や文化的状況を踏まえつつ、二つの条約の締結の可能性につき引き続き検討を行っている。

7. 日本は、全ての人々が人権を享有し、幸福な生活を営むためには、国民一人一人が保障された自由と権利を保持する責任を果たすと共に、他人の人権についても正しく理解し尊重しなくてはならないとの考えの下、人権教育を非常に重視している。その例が言及された。

日本に在住する外国人の人権に関し、外国語通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を一部の法務局に設置し、様々な要望に対応している。

2002年3月、法務省は、新たに人権委員会を設置する人権擁護法案を国会に提出したが、同法案は、2003年10月、衆議院の解散に伴って廃案となっており、現在、法務省において引き続き同法案を検討している旨の説明があった。

日本は、人種、民族等も含めいかなる差別もない社会を実現すべく努力しており、そのような人権侵害を防ぐために関連する国内法の厳格な執行及び国民の意識を高める活動を特に続けている旨が説明された。

女性に対する差別に関する質問については、男女共同参画基本計画（第2次）を改定した際、NGOを含む国民各層の意見を求め、今後も、男女共同参画基本計画を改定する際には、NGO等からの意見を聴取したいと考えていると説明した。

日本における婚姻最低年齢に関する質問については、1996年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会が、婚姻最低年齢を男女共に満18歳とする等の提言を行った「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申した。この問題は、婚姻制度や家族の概念に関わる重要な問題であり、国民各層で様々な議論があることから、国民の意見の動向を注視している状況であると説明した。

8. 被収容者の処遇に関する質問については、受刑者の処遇と未決拘禁者の処

遇を規定する法律を全面的に改正する法律がそれぞれ2005年及び2006年に成立し、刑事司法手続の積極的な改善努力を行っている旨が説明された。

留置制度に関しては、留置の必要性について、警察、検察官、裁判官と順を追って、それぞれが厳格に判断し、裁判官がその必要性及び最大10日間の勾留場所を決定すると説明した。検察官と裁判官は、勾留の延長の必要性についてもそれぞれ判断し、延長する場合にも裁判官の令状が必要であり、勾留期間が全体で20日間の期間を超えることはできない。日本代表団は、捜査を円滑かつ効率的に行うためには、代替収容制度は不可欠である旨述べた。

警察の留置施設においては、捜査員が被留置者の処遇を管理することを禁止し、捜査に一切関与しない施設の留置部門が被留置者の処遇を行っている。代表団はまた、罪種に関わりなく被留置者はいかなる時も弁護人に相談することが可能であり、面会の間は立会人はおらず時間の制限もない旨説明した。

刑事収容施設法では、留置施設を視察し、その運営について意見を述べる第三者委員会を設置する新しい制度が導入された。加えて、被収容者の適切な処遇を確保するため、不服申立制度を整備した。

刑事施設に収容されている被収容者の処遇については、適切な保健衛生上・医療上の措置といった被収容者の生活水準の保障のみならず、衣類・食事などの給貸与等さらなる配慮を行うことを新法が規定している旨説明された。刑務所の過剰収容の問題に関しては、刑務所の新設により問題を解消しようと試みている旨表明した。

9. 代表団は、日本人の大多数が極めて悪質な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、死刑を科することもやむを得ず、死刑の廃止は適当ではない。日本は死刑廃止を前提に死刑執行の猶予を求める国連決議を支持することはできない。日本は死刑執行の猶予及び死刑の廃止を行うことは考えていない。死刑判決は裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡されていることを強く主張した。

10. その他の質問への回答として、代表団は、2009年5月より、「裁判員」と呼ばれる一般人が、裁判官と同等の権限をもって有罪・無罪及び量刑を決定することに参加する旨説明した。さらに、法的知識や刑事裁判の手続については、公判審理開始前から公判審理中を通じて、裁判官から「裁判員」に丁寧な説明がなされることを指摘した。この新しい制度の下では、裁判官と「裁判員」の議論を通じて適切な決定がなされることが期待され、彼らの協働を通じて公正な裁判が行われることが期待されている。

11. 国別報告書作成過程における市民社会との協力に関する質問について、代表団は、特に外務省がウェブサイトにてUPRの仕組み及び過程を掲載し、政府報告に関してNGOや一般市民の意見を募集し、その結果11のNGO及び214人の一般市民から意見が寄せられたと説明した。加えて、代表団は、日本は未だ改善の余地があることを認識しており、国際社会がグローバル化や環境の変化によって新たな課題に直面しており、日本は国連、地域社会、各国政府及び市民社会と緊密に協力し、国際社会における人権にとってより良い結果に到達できるよう貢献を継続するつもりであると述べた。

B. 双方向の対話及び被審査国からの回答

12. その後の双方向の対話では、42の代表団が発言を行った。複数の代表団から、ハンセン病患者の人権を促進する日本のイニシアチブを評価し、支持した。また、多数の代表団が公務員の人権教育を推進する日本のイニシアチブを歓迎した。多くの代表団が、社会経済分野を含む様々な分野での日本の国際協力を強調した。

13. 【アルジェリア】

アルジェリアは、警察の留置施設又は代用監獄にいる被留置者の取調べを体系的に監視・記録すること、及び、刑事訴訟法を拷問等禁止条約第15条に適合させることを確保するよう勧告した。市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条3に従って、被告が全ての関連資料にアクセスできる権利を守る必要がある。

また、アルジェリアは、特に自由権規約委員会及び児童の権利委員会による、可及的速やかにパリ原則に沿った人権機構を設立すべきとの要請を日本が実施するべきであると勧告した。

アルジェリアは、特にアイヌの人々の土地及びその他の権利を再検討し、先住民族の権利に関する国際連合宣言と調和させるべきであることを勧告した。

アルジェリアは、難民認定を再検討するための手続を拷問等禁止条約及びその他の関連する人権条約と調和させること、及び国による法的援助を必要とする移住者に提供することを勧告した。

アルジェリアは、女子差別撤廃委員会が表明した女性に対する興行査証の問題、及び女子に対する暴力の問題に対して、どのように日本が取り組むつもりかに関する情報を求めた。

14. 【フィリピン】

女性の人身取引に対する日本の取り組みを評価する一方で、フィリピンは、日本政府が人身取引の被害者の人権の救済及び保護を目的とする計画をさらに強化することを希望し、人身取引事案における需要要因に取り組むために実施している施策について質問した。

また、フィリピンは、パリ原則に基づいた独立した国内人権機構の創設のために検討されている法案に言及し、同法案の速やかな採択を希望した。

少数民族や移住者の人権への理解、寛容及び尊重をより促進する日本の取組に支持を表明する一方で、フィリピンは、この問題に関する戦略についての更なる情報の提供を求め、政府が地方レベルにおける異文化間及び異宗教間での対話と協力の機会を増やすことを提案した。

また、フィリピンは、学校でのいじめの悪影響に対応するための適切な戦略及び計画をさらに進展させることを奨励した。

15. 【北朝鮮】

北朝鮮は、慰安婦は時効のない人道に対する犯罪であると主張し、20万人の慰安婦に対する法的責任を認め、加害者を処罰し被害者に補償することを日本に求める人権メカニズムの決議に言及した。

また、2つの人権条約の機関から重大な懸念の表明と勧告がなされ、多数の国の議会及び欧州議会において本問題に取り組むことを日本に求める決議が採択されていることに言及した。

北朝鮮は、北朝鮮を含む他国・地域で行われた慰安婦及び過去の暴力にきっぱりと取り組むための具体的な措置を日本が講じることを勧告した。

北朝鮮は、現代的形態の人種差別に関する特別報告者が、日本では政治参加、雇用、住居、結婚及び教育といった分野で在日韓国・朝鮮人に対する差別が存在する、と結論付けていることに言及した。

また、北朝鮮は、3つの人権条約の機関が、在日韓国・朝鮮人の氏名の日本名への強制的な変更、朝鮮学校の認可の拒否、在日韓国・朝鮮人の高等教育機関へのアクセスの不平等に懸念を表明したことに言及した。

北朝鮮は、在日韓国・朝鮮人に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置を講じることを勧告した。

また、北朝鮮は、日本における歴史の歪曲が継続していることは、過去の侵害行為に取り組むことへの拒否と再発の危険性を示すものであると懸念を表明し、現代的形態の人種差別に関する特別報告者も要求しているように、このような状況に取り組むための措置を直ちに講じることを勧告した。

16. 【ベルギー】

ベルギーは、死刑判決に対する抗告手続の不備に関する条約体の報告書に言及し、裁判員制度が導入される2009年の司法制度改革で予期される影響について質問した。

また、裁判官が死刑の代わりに満期前釈放のない終身刑等を提案することを可能にする最近の国会議員の発案に対する政府の立場に関する質問があった。

また、ベルギーは、警察署で長期に亘って勾留される「代用監獄」、高い有罪判決率及び自白の強要がなされていることを示す最近のいくつかの事例が、取り返しのつかない誤審に結びついているとの懸念に言及した。

ベルギーは、警察及び司法機関が被疑者に自白させるために過度の圧力を加えることを避けるために、①警察の関心を強制された自白の危険性に向けるため一層組織的かつ集中的な取り組みがなされるべきこと、②取調べを監視する手続が見直されるべきこと、③長期にわたる留置場の使用について再検証されるべきこと、④拷問等禁止条約第15条への適合を確保すべく刑事法が見直されるべきこと、を勧告した。

17. 【マレーシア】

マレーシアは、「心のバリアフリー」を含め障害者の権利を保護するために政府が行った様々な成果に関心を有していることに言及し、障害者に配慮した公的領域における収容施設を提供するための協力、及び「代用監獄」を含めた外国人の拘禁についてさらなる情報を得ることを希望した。

18. 【中国】

中国は、児童虐待及び児童ポルノに関する事項も含め、包括的な法的支援及び啓発活動の実施を歓迎した。

また、中国は、女性に対する暴力特別報告者、女子差別撤廃委員会、拷問禁止委員会及びいくつかのNGOの報告書がいくつかの歴史問題に触れていることに言及した。

また、中国は、現代的形態の人種差別に関する特別報告者が日本政府に対して人種差別及び外国人嫌悪を撤廃するよう要求していることに言及した。

中国は、日本政府がこれらの懸念事項に真剣に取り組み、これらのメカニズムからの勧告を実施するための効果的な措置をとることを希望した。

19. 【カナダ】

カナダは、パリ原則に沿った国内人権機構を設立するために必要な法律をま

とめることを日本に勧告した。

特に、ジェンダーに基づく暴力及び児童虐待の多発を指摘する報告に関し、カナダは、特に法執行機関職員が人権研修を受けることの確保及び暴力の被害者が回復・相談するための施設への資金の供給によって、女性及び児童に対する暴力の発生を減らすための施策を引き続き行うことを勧告した。

カナダは、国際結婚の増加が複雑な離婚訴訟及び親権訴訟の増加をもたらしている事を示す調査に言及し、国際的な親権訴訟を扱う公式なメカニズムがないことに言及した。

カナダは、常居所から不正に連れ去られたり、又は戻ることを妨げられている子の早期帰還を確保するためのメカニズムを構築すること、及び国際的な子の奪取の民事面に関する1980年ハーグ条約を締結する可能性を検討することを勧告した。

また、カナダは、性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置を講じることを勧告した。

カナダは、被逮捕者の、裁判所に出頭後起訴に至るまでの勾留を含め、長期に亘る拘禁が広く行われていることを示す報告書に言及し、被勾留者の勾留に際しての手續保障を高める仕組みを導入することを勧告した。

日本が既に行っている措置は認識しているが、カナダは、特に女性と児童に対する人身取引に対処するための取り組みを継続することを勧告した。

また、カナダは、人権理事会の特別手續に対する恒常的な招待を表明することを勧告した。

20. 【チュニジア】

チュニジアは、特に裁判官、警察官、公務員のための研究・研修機関の構築及び公務員に対するワークショップの編成に関心をもって言及した。

また、チュニジアは、発展途上国における経済的、社会的及び文化的権利の称賛すべき促進を含め、発展途上国への協力に関する日本の配慮を強調した。

チュニジアは、司法制度の強化及び公務員の研修を支援するために日本が発展途上国に行う技術支援に関するさらなる情報を求めた。

21. 【英国】

英国は、死刑執行停止及び死刑廃止に向けて、早急に死刑の執行を見直すことを勧告した。

英国は、近年の受刑者の状況改善及び刑事施設視察委員会による独立した監視という一定の成果を歓迎し、最近設立された留置施設視察委員会が同様に成功することを希望する一方で、留置施設の外部による監視に関する拷問禁止委

員会の関連する勧告の実施及び拷問等禁止条約選択議定書の早急な批准を勧告した。

また、英国は、留置手続が人権法の義務に調和することを確保するために、「代用監獄」制度を再検討することを勧告した。

また、本審査において準備されたその他の報告書において、政府がこれらの問題について提起されている懸念事項に対応してさらなる措置をとる意向があるかについて知ることを希望した。

さらに、UPRプロセスのフォローアップにおいて、国レベルで市民社会を十分に関与させることを勧告した。

22. 【ルクセンブルク】

日本によって提供された情報に留意する一方で、ルクセンブルクは、日本ではわずか一ヶ月前に4人の死刑が執行されたことを指摘し、2006年12月25日の事実上の死刑執行停止の終了から20名の死刑が執行されたことに言及した。

ルクセンブルクは、近年の死刑判決数の増加、現在約100名が死刑執行を待っていること、死刑確定者は執行が行われるわずか数時間前に執行を知らされ、死刑確定者の親族が通知を受けるのは死刑執行後であることに懸念を表明した。

人権メカニズムによる関連する勧告に言及しつつ、ルクセンブルクは、昨年12月に国連総会で採択された決議に従って、死刑廃止を目的として死刑の執行を止め、及び死刑の執行停止を再度適用することを勧告した。

ルクセンブルクは、死刑執行の停止を再度導入し、法律上死刑を廃止する必要性に関し、世論及び国会を進展させるために日本がいかなる具体策をとるつもりか、及び死刑廃止を目的とした市民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択議定書及び拷問等禁止条約選択議定書を批准する意思があるのかについて質問した。

23. 【ポルトガル】

ポルトガルは、死刑判決数が増加していることに懸念を表明した。2007年には1980年以降最高の46名が死刑判決を言い渡され、2008年初めに降7名の死刑が執行されている。

ポルトガルは、日本は死刑の廃止を目指した措置を取り、当面の間、死刑は最も重大な犯罪に限定されるべきであるとした自由権規約委員会の勧告をどのようにフォローアップするつもりなのかについて質問した。

ポルトガルは、死刑廃止を目的として死刑執行の停止を導入すること及び市

民的及び政治的権利に関する国際規約第二選択議定書に署名することを勧告した。

ポルトガルは、日本において、家庭や社会における男女の役割と責任に関し、根深く硬直的な固定観念が持続し、労働市場における女性の状況、教育の選択、政治・公的な分野への参画の低さに表れているとした女子差別撤廃委員会の懸念に言及し、女性を差別する全ての法律上の規定の廃止、及び女子差別撤廃条約選択議定書の署名及び批准を勧告した。

24. 【ポーランド】

ポーランドは、インターネット上の人権侵害に関連する人権保護のために日本政府がとった革新的な措置に関心を持って言及し、国際化する社会においてインターネットの役割は大きくなっており、そのような問題は極めて重要であると言及した。

ポーランドは、本問題に関する日本の経験は極めて貴重なものであると考え、より詳細な情報の提供を求め、この点に関する日本の経験を他国と共有することを勧告した。

25. 【エジプト】

エジプトは、発展の権利に関する政府の見解及び国際的及び国内的レベル双方での発展の権利を促進する取り組みについての詳細な情報を教えて頂けるとありがたい、と発言した。

26. 【フランス】

フランスは死刑に言及し、特に死刑執行の普遍的停止に関する国連総会決議に従って、この点について措置をとることを考えるべきであると指摘した。

また、フランスは、女性に対する差別の問題に言及し、引き続きこの種の差別に対する措置をとること、特に女性の婚姻最低年齢を男性と同じ18歳に引き上げることが奨励された。

憲法第14条が人種差別を禁止していることに言及しつつ、フランスは、この点に関して救済策を規定する法律が存在しないことを指摘し、今後数年の間にこの状況を改善し、ギャップを克服する計画について質問した。

フランスは、慰安婦の問題に関し、本問題についていくつかの委員会から提案された多数の勧告を踏まえて、第二次世界大戦中に売春を強制された女性の問題に対する永続的な解決策を見出すことを奨励した。

27. 【アルバニア】

アルバニアは、強制失踪条約の交渉及び採択における日本の役割に言及し、早急に強制失踪条約を批准するための国内手続を完了することを勧告し、また、速やかに市民的及び政治的権利に関する国際規約第一及び第二選択議定書、拷問等禁止条約選択議定書及び女子差別撤廃条約選択議定書を批准することを勧告した。

アルバニアは、日本に100人以上の死刑確定者がいることに懸念を表明し、死刑執行停止の正式な導入を優先事項として検討することを勧告した。

28. 【日本①】

(各国の) 発言に続いて、日本は、外国人の平等の権利と機会の保障、外国人の文化及び価値観の尊重、日本人と外国人が共生できる社会に向けた相互理解の増進等に取り組んでいることを言及した。

人身取引を防止するための措置に関して、日本は特に、人身取引被害者に安定的な法的地位を与えられる特別規定があること及び医療支援を行っているという情報を提供した。被害者を支援するため、2007年には匿名通報ダイヤルを設立し、情報が記載されたリーフレットも9ヶ国語で作成している。被害者が帰国を希望する場合には、関係諸機関及び各国と密接に連携して帰国を支援する。

法務省は、子どもの人権110番の設置及びすべての小・中学校への子どもの人権SOSミニレターの配布を含め、学校でのいじめの問題に取り組む保護システムを進展させている。文部科学省は、ガイダンス及びセミナーの提供、学校におけるいじめ及び暴力の問題を解決するためのモデル計画の作成、学校カウンセリング制度の支援といった活動を通じて、地元の学校や教育委員会の活動を推進している。

労働市場における女性の状況に関して、政府は、男女雇用機会均等法等の改正とそれらが2007年4月から施行されていることに言及した。妊娠・出産を理由とする女性労働者の不利益取扱い(例えそれが解雇を伴わなくとも)が禁止され、間接差別を禁止する規定が新設された。日本は、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待している。2007年の参議院選挙では43名の女性議員が選出され(※実際は26名が当選し、合計43名となった。)、その割合は2004年の13.6%から2007年には17.8%に増加した。

29. 【日本②】

日本は、日朝平壤宣言において、日本と北朝鮮の首脳は、日朝間の財産・請求権については1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその

国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則が確認されていることを指摘した。日本は、日朝平壤宣言にのっとり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を精算して日朝国交正常化を目指していると言及した。日本は、北朝鮮代表団が言及した数字は全く根拠のないものであると言及した。

日本は、憲法及び人種差別撤廃条約に基づき、人種、民族等も含めいかなる差別もない社会を実現するための努力、及び国連の場等において人種差別撤廃に向けて積極的に活動していることを強調した。政府は、日本国籍の取得を希望する外国人が自らの氏名を日本名に改名することを要求されているということはないことに言及し、外国人は帰化後に自分の氏名を決定することができる と述べた。また、朝鮮学校を含む様々な外国人学校は県によって各種学校として認定されており、朝鮮学校と他の各種学校との間に差別は存在しないと言及した。

日本は、性的指向に基づくあらゆる人権侵害は看過できないと考えており、教育活動を通じて性的指向に基づく差別を撤廃しようとしている。政府は、性適合手術及びその他の性同一性障害者に対する治療は、正当な医療行為として認められている旨述べた。一定の条件を満たす性同一性障害者については、家庭裁判所の審判によって、法令上の性別の取扱いについて変更が可能である。

日本政府は、いかなる国際条約の下における個人通報制度にも加入しておらず、本件につき現在検討中であるが決定には至っていないと言及した。

30. 【スロベニア】

スロベニアは、特に民法における差別的な規定に懸念を表明し、政府の男女共同参画局が非差別と「ジェンダー・フリー」の社会を推進するために行っている具体的な措置に関する情報を提供するよう要求した。

スロベニアは、平等と非差別の原則に適應するよう国内法を改正することを勧告した。

UPRのあらゆる段階におけるジェンダーの視点の完全統合に関する必要条件について、本問題に対する日本の遵守について質問があり、審査をフォローアップする過程において、ジェンダーの視点を組織的及び継続的に組み入れることを勧告した。

スロベニアは、良心的兵役拒否の権利に関するさらなる情報を提供するよう要求した。

31. 【メキシコ】

メキシコは、①拷問等禁止条約第1条のすべての要素を考慮した拷問の犯罪

化、②児童の権利条約及び女子差別撤廃条約の原則及び規定に関するものを含め、法律と国際的な義務との調和を進展させるために検討されている計画又は措置に関する政府のさらなる意見を要求した。

メキシコは、国内人権機構の設立を勧告した。

また、メキシコは、死刑執行停止の導入を再検討することを勧告した。

メキシコは、拷問等禁止条約選択議定書、女子差別撤廃条約選択議定書、障害者権利条約を批准し、及び人種差別禁止委員会が個人通報を受領し、検討する権限を認めることの検討を勧告した。

児童と女性の権利に関する国際基準について、メキシコは、暴力、人身取引に対する公民権や保護について現在適用されている措置、及びこのような被害者への必要な支援に関する情報を教えていただけるとありがたい、と発言した。

32. 【オランダ】

オランダは、日本の国際刑事裁判所への加入を強調し、第二次世界大戦中の日本の慰安婦問題に関する国際社会及び様々な人権メカニズムから出された勧告にどのように応答するつもりであるのかについて質問した。

また、2009年から新しく実施される裁判員制度の下での有罪判決が、公正な裁判のためのすべての法律上の必要条件及び保障措置を満たすことをいかにして確保するつもりなのか、特に死刑が求刑される事件に関わった場合、いかにして裁判員を訓練するのかについて質問した。

オランダは、凶悪犯罪の刑罰に仮釈放のない終身刑を追加する可能性及び死刑の廃止を検討することを勧告した。

また、国際的な子の奪取の民事面に関する1980年ハーグ条約を締結することを勧告した。

33. 【ブラジル】

ブラジルは、2008年11月にリオデジャネイロで開催予定の第3回児童の性的搾取に反対する世界会議における日本の全面的な支援と参加に謝意を表明した。

人権の様々なその他の分野において日本がとった措置は認識している一方で、ブラジルは、児童と女性の権利の促進及び実現について行った主要な具体的措置、拷問、移住者の権利及び人種差別とあらゆる形態の差別についてとった政策、措置及び措置の展望、並びに死刑に関する政策についてのさらなる意見について質問した。

ブラジルは、女子差別撤廃条約選択議定書及び人種差別撤廃条約の個人通報制度を遵守することの検討、及び拷問等禁止条約選択議定書の批准を勧告した。

ブラジルは、あらゆる形態の差別を定義し、禁止する法律の制定の検討、(人権理事会の) 特別手続に対する恒常的な招待の検討を日本に勧告した。

34. 【イラン】

イランは、日本における多くの人権侵害について国連人権メカニズムが表明した懸念を共有し、このような問題に取り組む具体的な措置について質問した。

イランは、政府が緊急の案件として、人種差別、差別、外国人嫌悪に対する国内法を導入し、人権侵害の申立てを調査するための独立した機構を設立することを強く勧告した。

35. 【米国】

米国は、日本の民主主義への貢献、人権の保護及び促進が他国の手本となることへの希望を表明し、政府が入国者収容所において虐待が起こらないことを確保するためにどのような保護方法を整備しているのかについて知ることを希望した。

また米国は、日本が、入国者収容所を調査し、保護策を強化することを勧告する国際的な監視員を許容するつもりがあるかどうかについて質問し、入国者収容所を調査する国際的な監視員を受け入れることを勧告した。

36. 【ドイツ】

ドイツは、人種差別撤廃委員会が、日本のマイノリティ女性の状況についての情報が欠如していること、このグループが教育、雇用、健康、社会福祉、暴力被害の面で、彼女らのコミュニティも含め、直面している可能性のある複合的な形態の差別や周縁化に対して懸念を表明したことに言及した。

また、ドイツは、同委員会が日本に対してマイノリティ女性の状況に関するデータを提供することを要請したことに言及した。

ドイツは、この要請に対するフォローアップについて質問し、マイノリティに属する女性が直面している問題に取り組むことを勧告した。

また、ドイツは、被逮捕者を長期間勾留するための「代用監獄」制度が組織的に利用されていることに関して拷問禁止委員会が表明した懸念について言及した。

また、ドイツは、取調べの長さに関する法律の欠如、依頼人と弁護士の間限定された交通、及び取調べ中の記録の欠如に関してNGOが懸念を表明したことに言及した。

37. 【韓国】

韓国は、様々な法的な進展に満足をもって言及し、日本の多大な財政的貢献及び技術協力の提供について賞賛した。

韓国は、慰安婦問題について様々な人権メカニズムから懸念が表明されていることに言及し、適切な取り組みが行われているとは考えておらず、本問題に関して日本に勧告した。

韓国は、第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連メカニズム（女性に対する暴力特別報告者、女子差別撤廃委員会及び拷問等禁止委員会）からの勧告に対して誠実に対応することを求めた。

韓国は、現代的形態の人種差別に関する特別報告者が、日本においては少数民族である在日韓国・朝鮮人を含め、特に3つの集団に対して人種差別及び外国人嫌悪が存在するとした結論に懸念をもって言及した。

歴史教科書の改訂に関する国連報告書の勧告に言及し、韓国は、近隣諸国との未来志向の関係を促進するための重大な要素として、日本における正しい歴史教育の重要性を強調することを希望した。

38. 【ラトビア】

ラトビアは、特に女性の教育、健康、経済及び社会参加に関する日本の政府開発援助を強調し、特別手続への関与を継続することを奨励し、将来的にすべての特別手続に対する恒常的招待を拡大する用意があるのかについて質問した。

39. 【トルコ】

トルコは、特に児童、高齢者及び障害者のような社会的弱者の保護に関して、日本は高い法的水準にあることに言及した。

トルコは、児童の虐待、買春及び児童ポルノからの保護を目的とする具体的な法律規定があることに言及し、被害者の復帰サービス及びカウンセリングサービスに関するさらなる措置をとることを奨励した。

トルコは、高齢者を尊敬する伝統と共に、彼らの権利を擁護するいくつかの法律規定は良き例となっている旨言及した。

人権機構に関し、トルコは、法務省による法案がすぐに成立しそうであるのか、及び次にとるべき手続上の措置について知ることを希望した。

児童の体罰に関し、トルコは、現行法は家庭における体罰が対象となっておらず、関連する法律の範囲を拡大する計画があるのか否かについて知ることを希望した。

トルコは、日本における死刑廃止に関する他国のこれまでの発言を支持することを表明した。

40. 【グアテマラ】

グアテマラは、日本の社会に人種差別及び差別が未だ存在すると指摘し、あらゆる形態の差別との戦い及び少数者、特に社会的弱者の保護は適切な法的枠組みを必要としていることに言及し、それ故に、刑法に差別の定義を導入することを要請した。

移住者の人権保護及び外国人嫌悪に対する闘いの分野において、グアテマラは、不法な状況にあると疑われる移住者を省庁のウェブサイトに匿名で通報することを一般市民に求める法務省入国管理局が設立した制度の廃止を支持する現代的形態の人種差別特別報告者の勧告を指摘し、この制度は人種差別及び外国人嫌悪を誘因する恐れがあることから、廃止することを勧告した。

先住民族の状況に関し、グアテマラは、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を履行するために、先住民族と対話を開始する方法を模索することを要請した。

41. 【スイス】

スイスは、例えば死刑確定者が拘禁されている状況など、死刑を取り巻く状況について国際的な人権メカニズムによって懸念が表明されている事項に対応するためにとった措置に関する情報を受け取ることが希望した。

大多数の支持によって採択された国連総会の決議に基づき、スイスは、死刑執行停止あるいは死刑を廃止している多くの国々に加わることを勧告した。

42. 【バングラデシュ】

バングラデシュは、特に、日本がOHCHRの活動に対する重要な財政的貢献者であること、及び日本は絶対値における政府開発援助の最大のドナー国であり、その大部分は社会分野に充てられていることを指摘した。

バングラデシュは、社会的、経済的な発展が必要な国々に対する財政的援助の提供を継続すること、及びミレニアム開発目標8に規定されている発展の権利の実現に向けた国際努力への支援を拡大することを勧告した。

43. 【ウクライナ】

ウクライナは、日本が、最大の政府開発援助のドナー国の一つとして、チェルノブイリ原発事故の影響を軽減するために援助を提供してきていること、及び被害地の人々が通常の生活を送る権利を提供していることを深い感謝と共に指摘した。

ウクライナは、児童の権利に関する措置に満足をもって指摘し、この分野に

おける努力を継続することを奨励した。

ウクライナは、公務員などに対する人権啓発及び人権教育を目的とする日本の活動に感銘を受け、特に、こうした活動の有用性及び人権状況への影響について質問した。

44. 【アゼルバイジャン】

アゼルバイジャンは、日本が移住労働者の目的地となる国の一つであると指摘し、特に、日本が移住労働者権利条約への加入を検討しているか否かについて質問した。

アゼルバイジャンは、日本におけるいくつかの法律規定は女性を差別するものであり無効にすることを求めるいくつかの条約体の勧告に対する政府の見解、及び嫡出でない子に対するあらゆる差別を撤廃するための法律改正を求める児童の権利委員会の勧告を実施することに関する政府の見解を求めた。

45. 【日本③】

(各国の) 発言に続いて、日本は、社会環境を含め大きな変化があり、児童買春、児童ポルノ及び児童虐待はより深刻になっていることに言及し、そのような変化に取り組むためにとった措置、特にこれらの問題に取り組む立法行為に言及した。

日本は、1993年8月に、慰安婦問題を多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると認識した上で、お詫びと反省の意を表明する政府の声明を発表したことに言及した。日本は、この声明は一貫して基本的立場であることを強調した。日本は、慰安婦問題を含め、第二次世界大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他の関連する条約に従って誠実に対応してきており、慰安婦問題を含め、これらの問題はこれら条約等の当事国との間では法的に解決済みであると述べた。また、日本は、1995年に設立され、2007年3月をもって解散したアジア女性基金の活動、及び国家予算より約48億円の拠出を行うなどの方法を通じて、既に高齢となった元慰安婦の方々の現実的な救済を図るための事業への努力について言及した。日本は、アジア女性基金の事業を通じて、元慰安婦の方々に、総理の手紙を届けたことを述べた。日本は、アジア女性基金の事業を通じて表された日本国民の気持ちに理解が得られるよう引き続き努力し、アジア女性基金の意思を継いで、元慰安婦の方々のケアを行うための事業について、積極的に協力していくことを強調した。政府は、本問題について条約の機関との対話を継続する用意があることを表明した。

46. 【日本④】

政府は、アイヌの人々が日本列島北部周辺、取り分け北海道に先住していたことは歴史的事実であること、及びアイヌの人々が市民的及び政治的権利に関する国際規約第27条にいう少数民族であることを認識している。日本は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律に基づき、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統に関する情報の普及を行っているとともに、アイヌの人々の生活向上を支援している。

入国者収容所に関する質問に関して、政府は、被収容者の人権に細心の注意を払っており、暴力を受けたと職員が告発される事例は、大半は施設内における規則違反を職員が取り締まる過程で偶然起きたものであると言及した。被収容者は、処遇に対する不服を法務大臣に申し立てることができる。

さらに、刑務所における暴力を防止するために、日本は、人権擁護に必要な措置を推進するための職員に対する教育を実施し、不服申立制度及び視察委員会を設立した。

受刑者には医師による医療サービスが提供され、治療を受ける必要がある場合には医療刑務所に移送される。政府はこれらのサービスの質の向上に尽力している。

政府は、民間で執筆及び編集された歴史教科書は、文部科学省の教科書検定審議会が専門家が審査し、学校で使用が許可される本が決定されるという教科書検定制度について説明した。

47. 【ヨルダン】

ヨルダンは、人権を促進するための法的及び制度的な枠組みを構築する日本の努力を称賛し、人身取引被害者の保護において直面する課題について質問した。

48. 【イタリア】

イタリアは、学校における体罰は法的に禁止されているものの、体罰は幅広く行われていると言及し、この点に関して児童の権利委員会によって表明された懸念に対していかなる措置がとられてきたかについて質問し、あらゆる形態の児童への体罰を明示的に禁止し、積極的かつ非暴力な形態のしつけを促進することを勧告した。

イタリアは、1908年監獄法の包括的改正、特に拷問禁止委員会の最終見解にいかに対応するかに関する詳しい情報を求めた。

死刑確定者の状況に関する懸念について、イタリアは、国連総会決議62／

149に従って、日本が漸進的に死刑の執行を制限し、死刑が科される犯罪の数を減らし、死刑廃止を目的として執行モラトリアムを導入することを勧告した。

49. 【アルゼンチン】

アルゼンチンは、強制失踪条約の早期効力発生を実現するために日本が批准間近であることに言及し、その努力を称賛した。

50. 【ロシア】

ロシアは、多数の人権条約体及び特別手続が、差別の概念についての定義の欠如に繰り返し懸念を表明していることに言及し、また、女性に関する差別的な規定、特に婚姻最低年齢及び離婚後の再婚禁止期間に関して言及した。ロシアは、この分野でとられた措置について質問した。

また、ロシアは、家庭内暴力を受けている外国人女性の状況について懸念を表明した。

これら女性の入国者としての地位は配偶者と同居しているかによって決定され、これら女性は本国への送還を恐れて助けを求めず、別居や離婚を申し立てるといった措置を講じない。外国人女性の権利をいかにして保護しているのかについて知ることを希望した。

現代的形態の人種差別特別報告者の情報によると、日本には国内の少数民族、外国人及び移住者に影響を及ぼす人種差別及び外国人嫌悪の事例が未だに存在する。

少数民族は、雇用、住宅の利用、結婚、年金、医療施設、教育施設、国家機関の利用に関して、脆弱な経済的及び社会的状況に置かれている。

ロシアは、人種差別及び外国人嫌悪の兆候に取り組むための措置について質問した。

51. 【カタール】

カタールは、国内人権機構を設立するためにいかなる措置をとったのかについて質問し、パリ原則に沿った機構を設立するための努力の継続を勧告した。

また、カタールは、女性の権利を保護及び促進する努力にもかかわらず、差別が未だ存在していることに言及し、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために日本がいかなる措置及び政策をとるつもりであるのかに関して質問した。

52. 【スリランカ】

スリランカは、日本が、能力開発は人権状況を促進するための取り組みを支援する主要な要素を構成するものである、との強い信念を明示したことに言及した。

スリランカは、日本がその青少年育成大綱について詳しく述べ、この新しい施策の制定に関する計画を共有することを要求した。

53. 【モーリタニア】

モーリタニアは、特に、特定の集団の人の人権を保護するために日本がとった措置を強調し、高齢労働者の権利を確保するための措置に関する追加情報の提供を要求した。

54. 【ルーマニア】

ルーマニアは、人身取引との戦いにおける日本の顕著な進歩を歓迎し、国籍や居住地に関わらず暴力の被害者が適切な保護及び支援を受けることを確保するためにとった追加的措置についてさらに詳しく述べることを求めた。

ルーマニアは改正男女雇用機会均等法の施行に向けた努力を評価した。女性の収入は男性の収入より依然として低いままであり、ルーマニアは、この法律をより効果的に実施し、性別に基づく差別とさらに戦い、セクシュアル・ハラスメントと闘うためにいかなる措置をとられているのか質問した。

55. 【スロバキア】

スロバキアは、日本における難民の地位及び庇護申請者に焦点を当て、本件に関する拷問禁止委員会の勧告に言及した。

2005年の難民参与員制度の導入による難民認定手続の公平性及び中立性の向上を歓迎する一方で、スロバキアは、庇護申請を再検討するための独立機関を設立することを勧告した。

56. 【ベトナム】

ベトナムは、高齢者の権利に関して、高齢化社会としての日本が、経験とベストプラクティスを他者と共有する基礎をなすこの特に弱い集団に対する心身共により良い人生を確保するためにとった多くの施策について、満足をもって言及した。ベトナムは本件に関してさらに詳細な情報を希望した。

57. 【パキスタン】

パキスタンは、全ての国民の人権の保護及び促進を確保する戦略、及び人権教育に対する努力は、日本がこの重要な問題に重点を置いていることを反映し

ていると言及した。

パキスタンは、日本がUPRのフォローアップにジェンダーの観点を統合するために計画した措置について質問した。

58. 【ペルー】

ペルーは、特に、日本と長年の間友好及び協力関係にあり、日本にいるペルーの移住者の数は非常に多く、彼らの大多数は正規の状況にある労働者であると述べた。

ペルーは、日本がまだ移住労働者権利条約に加入していないことを懸念し、この国際条約を批准することを勧告した。

ペルーは、先住民族の権利を特に重視しており、先住民族の権利に関する国際連合宣言を広め、広く国民に注意喚起するための施策、及び日本におけるアイヌ少数民族の人権を十分に尊重するために採用された措置について質問した。

59. 【日本⑤】

日本は、刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるよう留意する必要があると述べた。死刑確定者は執行の日に自らの執行を告知される。日本は、死刑確定者に前もって執行日を告知した場合には、心情の安定を害し、かえって過大な苦痛を与えることになりかねないことを懸念している。このため、日本は、現在の取扱いはやむを得ないものと考えている。

政府は、2007年の死刑判決の数に関する統計がないため、1980年以降死刑判決数が増えたか否かについて回答することはできなかった。死刑執行停止の要請に関し、日本は、死刑確定者に死刑が執行されないという期待をいったん持たせながら、後に死刑が執行されることになったと告知することは、極めて残酷であると考えている。

仮釈放のない終身刑に関し、日本は、受刑者の人格を破壊する可能性がある残酷で問題のある制度であると考えており、それゆえそのような制度の導入は極めて慎重に検討する必要があると考えている。

有罪率の高さの問題に関し、政府は、有罪率は、裁判所における個々の判断の集積の結果であり、刑事訴訟手続は、緻密な捜査とそれに裏付けられた極めて厳格な起訴に基づいており、かつ、適切な公判活動に努めているものと承知しており、高い有罪率が異常であるとは考えていない。なお、裁判所においては、中立公正な第三者としての立場から、法と証拠に基づいて、厳正中立に事実認定をしておられるものと承知している。政府は、三審制であり、死刑の適用は慎重になされていると言及した。日本は、高い有罪率を理由に死刑の執行

停止及び廃止を導入することを検討する必要はないと結論づけた。

代替収容制度に対する批判を認識している一方、政府は、被留置者の適切な処遇を確保するために様々な取り組みを行っていることに言及した。また、日本は、この制度において日本人と外国人の被留置者の間に差別はないと指摘した。また、日本は、代替収容制度の運用を引き続き改善していくと言及した。

被疑者取調べの電子的記録の問題に関し、代表団は、現在の我が国の刑事訴訟の実務上、被疑者の供述が真相を解明する上で重要であり、取調べの全過程の録音・録画を義務付けることは、時に取調べ官と被疑者の信頼関係の構築を妨げ、被疑者が真相を語るのを止めてしまうことがあり得ると述べた。日本は、そのような監視及び電子的記録の導入は慎重に検討する必要があると言及した。また、警察においては被疑者取調べの監督を含むいくつかの新たな制度を創設したところである。

家庭内暴力に関し、政府は配偶者暴力防止法に言及し、また、出入国及び難民認定法に従って法的な在留資格を与える、又は現在の在留資格を変更することによって保護を促進する努力をしていく考えであると述べた。

政府は、日本の難民認定手続は1951年難民条約を基礎としており、ノン・フルマンの原則に従っている。日本は、保護に関して積極的な取り組みを継続していくつもりである。難民認定の公平性及び客観性を確保するため、学者、NGOなどの専門家によって構成される参与員制度が導入された。

政府は、教師及び校長による体罰は学校教育法で禁止されており、教師と生徒間の信頼に基づく非暴力的な措置が推進されていることを報告した。学校の教師によって実際に体罰が行われた場合には、適切な手続を通じて懲戒される。

最後に、政府は、各国代表団による建設的で価値ある評価、質問、コメントに感謝し、日本における人権状況を国際的な視野から見つめ直す貴重な機会となったと述べた。

II. 結論及び／又は勧告

60. 議論において日本に対して以下の勧告が行われた。

(1)

・以下の条約の批准又は批准の検討

- ①自由権規約第一選択議定書及び第二選択議定書（アルバニア）
- ②拷問等禁止条約選択議定書（イギリス、アルバニア、メキシコ、ブラジル）
- ③女子差別撤廃条約選択議定書（ポルトガル、アルバニア、メキシコ、ブラジル）
- ④移住労働者権利条約（ペルー）
- ⑤障害者権利条約（メキシコ）
- ⑥強制失踪条約（アルバニア）
- ⑦国際的な子の奪取の民事面に関する1980年ハーグ条約（カナダ、オランダ）

・個人通報を受領し、検討する人種差別撤廃委員会の権限の認識（メキシコ、ブラジル）

・自由権規約第二選択議定書への署名（ポルトガル）

(2)

・可及的速やかにパリ原則に沿った人権機構を設立すべきとの要請（特に自由権規約委員会及び児童の権利条約委員会からの要請）の実施。（アルジェリア）。

・パリ原則に沿った国内人権機構を設立するために必要な法律をまとめること。（カナダ）

・国内人権機構の設立。（メキシコ）

・パリ原則に沿った国内機構を設立するための努力の継続。（カタール）

(3)

・人権侵害の申立てを調査するための独立した機構の設立。（イラン）

(4)

・人権理事会の特別手続に対する恒常的な招待の表明。（カナダ、ブラジル）

(5)

・第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連メカニズム（女性に対する暴力特別報告者、人種差別撤廃委員会及び女子差別撤廃委員会）からの勧告に対す

る誠実な対応。(韓国)

(6)

- ・平等と非差別の原則に適應するべく国内法の改正。(スロベニア)
- ・あらゆる形態の差別を定義し、禁止する法律の制定の検討。(ブラジル)
- ・刑法に差別の定義を導入することの検討。(グアテマラ)
- ・人種差別、差別及び外国人嫌悪に対する国内法の早急な導入。(イラン)

(7)

- ・女性を差別する全ての法律上の規定の廃止。(ポルトガル)
- ・女性の差別に対する施策の継続、特に女性の婚姻最低年齢を男性と同じ18歳への引き上げ。(フランス)

(8)

- ・マイノリティに属する女性が直面している問題への取り組み。(ドイツ)

(9)

- ・在日韓国・朝鮮人に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置。(北朝鮮)

(10)

- ・日本における歴史の歪曲が継続していることは、過去の侵害行為に取り組むことへの拒否と再発の危険性を示すものであると懸念を表明し、現代的形態の人種差別に関する特別報告者も要求しているように、このような状況に取り組むための措置を直ちに講じること。(北朝鮮)

(11)

- ・性的指向及び性同一性に基づく差別を撤廃するための措置。(カナダ)

(12)

- ・死刑執行停止と死刑廃止を目的とした死刑執行の早急な見直し。(イギリス)
- ・国連総会で採択された決議に従って、死刑廃止を目的として死刑を執行せず、死刑の執行停止を再度適用すること。(ルクセンブルグ)
- ・死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(ポルトガル)
- ・死刑執行停止の正式な導入を優先事項として検討。(アルバニア)
- ・死刑執行停止の導入の再検討。(メキシコ)

- ・死刑執行停止あるいは死刑を廃止している多くの国々に加わること。(スイス)
- ・死刑に直面する者の権利の保障に関する国際基準の尊重、死刑執行の漸進的制限、死刑が課される犯罪数の減少、死刑廃止を目的とした死刑執行停止の導入。(イタリア)
- ・凶悪犯罪の刑罰に仮釈放のない終身刑を追加する可能性及び死刑の廃止の検討。(オランダ)
- ・日本における死刑廃止に関する他国のこれまでの発言の支持。(トルコ)

(13)

- ・警察の留置施設にいる被留置者の取調べの組織的な監視・記録、及び刑事訴訟法の、拷問等禁止条約第15条及び自由権規約第14条3項との適合性の確保、全ての関連する資料にアクセスできる被告人の権利の保障。(アルジェリア)
- ・警察と司法機関が被疑者に自白させるために過度の圧力を加えることを避けるために、①強制された自白の危険性に対する警察の関心をひくように、一層組織的かつ集中的な取り組み、②取調べを監視する手続の見直し、③長期にわたる「代用監獄」の使用についての再検証、④拷問等禁止条約第15条に適合することを確保すべく刑事法の見直し。(ベルギー)
- ・被拘禁者の拘禁に際して手続保障を強化するメカニズムの構築。(カナダ)
- ・留置手続が人権法の義務に調和することを確保するため、いわゆる「代用監獄」制度の再検討、及び留置施設の外部による監視に関する拷問禁止委員会の勧告の実施。(イギリス)

(14)

- ・女性及び児童に対する暴力の影響を減らすための施策の継続。特に法執行機関職員が人権研修を受けることの確保及び暴力被害者が回復・相談するための施設への資金の供給をすること。(カナダ)

(15)

- ・特に女性と児童に対する人身取引に対処するための努力の継続。(カナダ)

(16)

- ・常居所から不正に連れさられたり、又は戻ることを妨げられている子供の早期帰還を確保するためのメカニズムの構築。(カナダ)

(17)

- ・あらゆる形態の児童への体罰の明示的な禁止、積極的かつ非暴力な形態のし

つけの促進。(イタリア)

(18)

・北朝鮮を含む他国・地域で犯した慰安婦及び過去の暴力にきっぱりと取り組むための具体的な措置。(北朝鮮)

(19)

・特にアイヌの人々の土地及びその他の権利の再検討と、それらの権利と「先住民族の権利に関する国際連合宣言」との調和。(アルジェリア)

・「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を履行するために、先住民族と対話を開始する方法の模索。(グアテマラ)

(20)

・庇護決定を再検討するための手続を拷問等禁止条約及びその他の関連する人権条約と調和させること、及び必要とする移住者への国による法的援助の提供。(アルジェリア)

(21)

・入国者収容所を調査する国際的な監視員の受け入れ。(アメリカ)

(22)

・庇護申請を再検討するための独立機関の設立。(スロバキア)

(23)

・不法な状況にあると疑われる移住者を省庁のウェブサイトに匿名で通報することを一般市民に求めるために設立された制度の廃止。(グアテマラ)

(24)

・社会的、経済的な発展が必要な国々に対する財政的援助の提供の継続、及びミレニアム開発目標8に規定されている発展の権利の実現に向けた国際努力に対する支援の拡大。(バングラデシュ)

(25)

・インターネット上の人権侵害における人権の保護に関する日本の経験の他の国との共有。(ポーランド)

(26)

- ・ UPRプロセスのフォローアップにおいて、国レベルでの市民社会の十分な関与。(イギリス)
- ・ 審査をフォローアップする過程における、ジェンダーの視点の組織的かつ継続的な組み入れ。(スロベニア)

61. これらの勧告に対する日本の回答は、第8回人権理事会で採択される結果文書に含まれる予定である。

62. 本報告書に含まれる全ての結論及び／又は勧告は、勧告を行った国及び被審査国の立場を反映したものである。作業部会全体によって承認されたものであると解釈されてはならない。

付属文書

代表団の構成

日本の代表団は、秋元義孝外務省国連担当大使（総合外交政策局審議官）を団長に以下 16 名のメンバーで構成。

宮川眞喜男：在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使
木村 徹也：外務省総合外交政策局人権人道課長
中川 真吾：外務省総合外交政策局付検事
田中 紀子：外務省総合外交政策局人権人道課事務官
佐藤 浩朗：法務省大臣官房秘書課国際室涉外係長
池田 暁子：法務省刑事局付
大橋 哲：法務省矯正局成人矯正課企画官
三澤 節史：法務省人権擁護局付
川畑 豊隆：法務省入国管理局審判課法務専門官
柴山 克彦：警察庁長官官房総務課留置管理室長、警視正
増田美希子：警察庁長官官房国際課課長補佐、警視
初又 且敏：警察庁刑事局刑事企画課課長補佐
西村 善和：警察庁長官官房総務課、警部
鎌田 陽子：警察庁刑事局刑事企画課、警部
里見 昭彦：文部科学省大臣官房国際課専門官
山中 修：在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官